

第6回 食の安全・安心の確保に関する条例検討会 議事概要

H 2 0 . 1 . 3 0

13:00 ~ 13:40

於：601特別委員会室

出席者

検討会委員：日沖正信座長、前野和美副座長、藤田宜三委員、中村勝委員、舟橋裕幸委員、小林正人委員、中川正美委員、末松則子委員、真弓俊郎委員、奥野英介委員、今井智広委員

事務局：内藤企画法務課長、大森政策法務監、畑中主幹、早川主事、水谷主事

日沖座長 第6回食の安全・安心の確保に関する条例検討会を開会します。前々回に私ども正副座長から骨子案をお示しし、ご議論をいただき、その後、前回の検討会においては、執行部の意見もお聴きした上で、さらに、ご検討をいただきました。そして、前回には、骨子案の修正につきまして、私どもに一任をいただいたところでございます。

そこで、本日は修正後の骨子案につきまして、ご説明を申し上げ、ご検討をいただき、ご了承をいただけますならば、これに基づき県民の皆様からご意見をいただくパブリックコメントを実施いたしたいと考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、私から概要をご説明申し上げますので、資料をいくつか用意いただいておりますが、資料3から5については、参考までに色々ご示唆いただいた意見の概要をまとめたものになります。参考ということで今日付けております。資料1、赤黒の方の骨子案をご覧ください。

まず、新たに前文を置いておりますが、これは、検討会の中で委員からいただきましたご意見で直接、各項目に反映できないことや語っていただいた思いを何とか形に出来ないかということで書いております。内容は六つのことからなっております。

(1)では、本県は、昔、御食国(みけつくに)と呼ばれ、豊かな食糧生産地であった訳であります。将来も、こうありたいということ。

(2)では、食品は食べるためのものであります。健康で豊かな食生活を送るためには、安全・安心が確保されなければならないということ。

(3)では、経済や科学の発達で豊かな食生活が可能となっておりますが、反面、国際物流の拡大などにより、安全性に不安が生じるようにもなっていることも否定できないということを述べております。

(4)の部分では そうしたこともあり、食品の安全性等の確保のための法律が幾つも用意されておりますが、不幸にも、本県では、食品の安全性、信頼性を損なう事件が発生してしまったということ。

(5)では、こうした中におきましては、食品の安全性、信頼性を確保するこ

とが重要かつ緊急の課題であることとともに、その確保が、県産食品の供給拡大につながるものであることを述べております。

そして最後に、こうしたことから、本県の食の安全・安心に関して必要なことを定め、施策を総合的に進めていくために、条例を制定するものであるとしております。

ここからは、修正した部分を中心に説明をいたします。「総則」についてですが、「1目的」では、書き出しに「県民が豊かな食生活を通して健康に暮らしていくためには」などの文言を入れ、文末では「県民の健康の保護」と「県民に信頼される安全・安心な食品の供給及び消費の拡大」に寄与することを目的とすると改めております。これは、食の安全・安心の確保のためには、規制の強化だけではなく、安全・安心な食品の供給と消費という観点も重要であるという趣旨のご意見を踏まえたものであります。

「2 定義」は、そのままでございます。

「3 基本理念」は、当初、3本の規定となっておりましたところ、安全性に重きが置かれ、信頼性の観点が弱いのではないかというご意見がありました。このため、当初案の3番目の規定を4番へ下げ、新しい3番目の基本理念として、このような規定を置いたものであります。

1番目で、文言が追加になっておりますのは、「食品安全基本法」の基本理念と書きぶりを合わせたことによるものであり、2番目では、関係者の並び順を「県民」を先頭に持って来たこと、「7. 国等との連携」がありますので、ここでは敢えて「国、市町」については触れないことにしております。また、「信頼確保」を付け加えております。

「4 県の責務」には、修正はありません。

「5 食品関連事業者の責務」では、「食品」を「食品等」に改めるとともに、「県民の信頼確保」を追加しております。

「6 県民の役割」につきましては、当初案の1番目の記述を二つに分けて整理しましたので、3本立てになっております。

「8 年次報告」では、「講じた施策」を「実施した施策」に改めており、これ以下の個所におきましても、「措置」は「講じる」、「施策」は「実施する」という書き方に統一しております。

総則に関する修正は、以上であります。「基本方針」は変わっておりません。

「基本的施策」の「第一節 安全・安心の推進」について、「2 事業者の取組への支援」という規定を置いておりましたが、後半の部分に重複する規定があることから、削除することとしました。

番号が繰り上がった「5 食育」につきましては、見出しを「食育の推進による知識の普及啓発」に修正し、記述も「食育の取組を推進し、食の安全・安心に関する知識の普及啓発を行う」としております。また、「学校、家庭、職域」であったところを、「家庭、地域、学校」とご指摘もありましたので変えております。

「6 適正表示の推進」では、「県民の信頼確保」を追加しております。

「7 自主基準の設定及び公開」につきましては、見出しに「促進」を加えるとともに、「基本的施策」であることから、主語を「県」に改め、事業者の自主基準設定と、その公開を促進するために必要な措置を講ずると修正しております。先程、「2 事業者の取組への支援」を削除すると申し上げましたのは、このような規定を他にも置いているからであります。

「8 認証制度」では、「県民に信頼される安全・安心な食品の地産地消の拡大を図る」という記述にしております。

続いて、「第二節 県民の参加等」について、この条例には県民参加の視点が必要とのご意見もございました。このため、第二節の見出しを「県民の参加等」にまず改めまして、その上で、「1 相互理解の推進等」の記述を「意見交換、相互交流の機会の確保その他の必要な措置を講ずる」と修正しております。

「2 関係団体との協働」は、見出しの「関係団体」を「関係者」と改めております。

「4 危害情報の申出」に関しましては、委員から申出者の保護について記述すべきとのご意見がございましたが、個人情報につきましては、他の法令での保護、それに基づく現場での運用があり、ここでの記述は行わないことといたしましたので、ご了解を願いたいと思います。また、「濫用防止」の記述が必要との意見もございましたが、こうした記述を入れる積極的な理由があるのか検討いたしました結果、このままの記述とすることといたしました。

そして、「安全・安心の確保に関する措置」について、ここでは、当初案にはありませんでした、「1 安全な農林水産物の供給」の規定を新設いたしました。

事業者は、安全な農林水産物を供給するため、農薬等を農薬取締法なりの関係法令の定めに従って使用して、生産しなければならないと記述し、一方、県は、安全な農林水産物が供給されるよう、農薬等の使用については、関係法令に基づく指導、監督を行うとともに、情報提供などの技術的支援を行うとしております。

安全な農林水産物の供給のために、事業者、県はこうした措置を行います。また、「2 出荷・販売の禁止」において、食品衛生法第11条第2項または第3項に違反する、あるいは違反の疑いがある場合には、出荷を禁止するということとなります。

「3 自主回収の報告」と「4 回収に係る指導・公表等」につきましては、委員、また、執行部からもご意見がございました。共通することは、当初案においては、県内に流通していない、県民に販売されていないものは、報告の適用除外にしておりましたが、これは、安全・安心の観点からは、望ましいものではないということでもあります。このため、自主回収の報告については、適用除外規定は置かないことに改めました。このような修正を行いましたので、県外で流通している場合には、すべて関係都道府県等へ情報提供する規定を4-(2)として新設しております。

また、当初案では、自主回収報告があった場合、知事は、これを「公表」する

としておりましたが、「公表」という言葉は、後の「措置勧告」のところでも出て来るため、同じ用語でよいのかというご意見がございました。「自主回収報告」を躊躇させるようなことは意図するところではありません。そのため、4 - (3)において、自主回収報告については、「県民に対して情報を提供する」と修正するとともに、4 - (4)を新設し、県内に流通しない、県民に販売されていない場合には、関係都道府県へは通報するため、県民への情報提供の対象としないことにしております。

次に、3 - (1)をご覧ください。「自主回収報告」では、当初案におきましても、すべての「自主回収」を対象とするのではなく、食品衛生法に違反する又は違反の疑いがある場合、その他、健康への悪影響防止の観点から規則で定める場合に限って「報告」を義務付けておりました。

この点につきましては、些細な、軽微な食品衛生法違反でもすべて報告対象にすることは、「自主回収」をためらわすことにならないかという意見がございました。また、食品衛生法違反だけで充分なのか、JAS法違反も対象とする必要はないのかという意見もいただきました。

このため、今回の修正におきましては、食品衛生法違反につきましては、一部除外規定を入れました。

食品衛生法における表示に関する規定といたしましては、第19条におきまして、第1項で販売用の食品等の表示については、大臣は基準を定めるとし、第2項で、その基準に合う表示がなければ販売等してはならないとしております。また、虚偽表示、誇大表示については、第20条で禁止しております。

今回の修正では、食品衛生法違反のうち、第19条第2項の基準違反表示を一旦は適用除外とし、そのうち、規則で定めるものは、更に適用除外とする。分かりやすく言いますと、第19条第2項違反のうち、規則で定めるものは、適用除外としない、つまり、報告が必要としているものであります。それでは、どんな場合は報告が必要で、報告がいらぬのは何かでございしますが、安全・安心の観点から必要なものは、必ず、報告をしてもらう。例えば、賞味期限や成分についての表示は重要でありますので、必ず、報告はもらう。一方、例えば、会社の住所の地番を間違えた、漢字を間違えたなどの場合、勿論、良いことではありませんが、このようなものまで報告の対象とすることが、この条例の目的に合うことだとは言いきれないものと考え、こうしたものを適用除外とすることに改めました。こうした適用除外は、東京都や大阪府の条例でも採用しているところであります。

それでは、食品衛生法を満足しておれば、報告が不要か、例えば、JAS法違反をどうするかであります。食品衛生法とJAS法は、目的も性格が異なる法律でありまして、食品衛生法違反は、食の安全・安心の根本にかかわることではありますが、JAS法違反もそうなのかと言え、必ずしも、言い切れない部分があります。

このため、当初案では、食品衛生法違反のほか、「健康への悪影響を未然に防止する観点から規則で定める場合」としておりましたが、本日の修正案では、「健康への悪影響の未然防止又は食品等への信頼性の確保の観点から規則で定める」と

改めております。従いまして、JAS法違反のうち、表示基準違反などにつきましては、これを報告対象とすることにつきましては、規則で対応が可能となるものと考えております。

次に、「5 立入調査」につきましては、執行部から、調査を拒否された場合、即、公表というのは如何なものかとの意見がございました。私どもで検討し、公表は、措置勧告の時、以後と改めました。

「6 措置勧告」での修正は、他での修正に伴い、引用規定番号を改めているものと、記入もれ語句の記載によるものでございます。

「 附属機関」について、「1 設置等」について、検討会議の調査審議事項を「基本方針に関すること」と「食の安全・安心の確保に関する施策に関すること」に整理し直しております。

附則について、当初案には、附則は置いておりませんでした、「見直し」の規定が必要とのご意見、規制条項については、周知期間が必要とのご意見がございました。このため、本来は、正式な条例案に記載するものではありませんが、「見直し規定」及び条例においては、こうした事項についての記述が必要となることを記述いたしました。

私からの説明は以上でございます。今回は骨子案であり、条例案の作成、更には上程までには、今後、何回も検討会を開催し、委員各位には、いろいろとご検討をいただかねばなりません。冒頭に申し上げましたように、ご了承いただけますならば、この修正案をもちまして、パブリックコメント等を実施したいと存じます。如何でしょうか。これまでに前回いただきました色々な委員からのご意見、執行部からいただいたご意見も勿論取り入れるべきものと判断したものとしましては、修正をさせていただいている部分もございまして、ある程度全体的に踏まえさせていただいて織り込んであるものと考えております。どうか一つパブリックコメントに向けてご了承をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。この点ご協議願いたいと思っておりますが、如何でしょうか。委員の皆様からは十分ご意見をいただきまして、織り込んでないものはほとんど無いと思っておりますが、これでパブリックコメントにかける骨子案とご了解をいただきたいと思います。どうですか。(各委員了承)

それでは、ご了承をいただけたということで、この骨子案に基づき、県民の皆様からご意見を頂戴するパブリックコメント、関係者からの意見聴取を行うことといたします。パブリックコメントにつきましては、早急に開始し、2月29日まで実施いたします。関係者の意見聴取につきましては、パブリックコメントの期間中に行いたいと存じます。本日の検討会は、以上で終了とさせていただきます。

以上